

労政時報

<https://www.rosei.jp/readers/>

本誌特別調査

懲戒制度の最新実態

(労務行政研究所)

実務解説

懲戒処分を行う際の 実務上のポイント

実務資料

2017年管理職構成の実態

企業事例

日本ガイシの新人事制度

〈新連載〉

シニア・プレシニア世代の活用戦略



労働法令

平成30年4月1日からの障害者雇用率の算定について

労働判例

業務停止処分に従わなかったことを理由として、より重い業務停止処分を課したり懲戒解雇処分とすることは、社会的相当性を欠き無効
(フルデンシャル生命保険事件 東京地裁 平29.10.13判決)

相談室Q&A

- 事業所付近への転居を促す目的で、通勤手当の支給額に上限を設定することは問題か
- 業務時間中の喫煙休憩時間分につき、賃金控除してよいか
- 1週間が月をまたぐ場合の時間外労働はどのように考えるか
- 上司をパワハラで懲戒処分したが、被害を訴えた社員にも問題のあったことが後日に判明した場合、上司への処分を取り消すべきか
- 出向先の従業員が出向労働者のみの場合、過半数代表はどのように選出するか
- 職場積立金を使って開催された社員旅行に参加できなかった社員から旅行費用相当分の返還請求があった場合、応じる必要はあるか
- 労働組合費のチェック・オフを拒否した従業員がいた場合、応じる必要はあるか
- 便宜供与として貸与している組合事務所に対し、事業運営上の理由から転居を要求できるか

【同梱付録】

実務に役立つ法律基礎講座(38) — 懲戒処分

INDEX

目次は次ページをご覧ください

TOPICS

8 ニュース 労政ニュース

受動喫煙対策法案の閣議決定／平成30年5月以降、雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届け出が必要／労働基準法の届出等に関する電子申請の「事前準備ガイドBOOK」／平成30年4月からの厚生労働省関係の主な制度変更を公表 等

10 労働法令 ここに注目 労働法令のポイント

平成30年4月1日からの障害者雇用率の算定について

12 パブコメ パブコメから探る 先読み法令改正情報

「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一部改正の件

14 労働判例 労働判例SELECT

業務停止処分に従わなかったことを理由として、より重い業務停止処分を課したり懲戒解雇処分とすることは、社会的相当性を欠き無効（ブルデンシャル生命保険事件 東京地裁 平29.10.13判決）

16 労働判例一覧（平成29年12月分）

特集1 本誌特別調査

18 懲戒制度の最新実態(労務行政研究所)

解雇の場合の退職金は、懲戒解雇では「まったく支給しない」が74.4%、論旨解雇では「全額支給する」が49.4%で最多

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 最近5年間における懲戒制度の変更状況……19 | 5. 解雇における退職金……31 |
| 2. 懲戒段階・種類の設定状況、事由の定め方……20 | 6. 内部通報制度……33 |
| 3. 賞罰委員会などの設定状況……24 | 7. モデルケース別に見る懲戒処分……38 |
| 4. 出勤停止処分の日数と賃金の支給状況……30 | 8. 実際の懲戒処分……41 |

実務解説

47 懲戒処分を行う際の実務上のポイント

懲戒をめぐる基本事項と不祥事発生から懲戒処分までの対応

渡邊 岳 弁護士／加藤純子 弁護士 渡邊岳法律事務所

特集2 実務資料

61 2017年管理職構成の実態

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から試算した男女別、規模別、年齢別の実態（労務行政研究所）

特集3 人事制度事例シリーズ

74 日本ガイシ

「誰もがチャレンジでき、安心して働ける」環境を整えるため、一般社員の人事制度を25年ぶりに改定、65歳定年延長も実施

DATA BOX

92 賃金構造基本統計調査（2017年・厚生労働省）

新連載

104 シニア・プレシニア世代の活用戦略

第1回 55～60歳超社員を取り巻く環境と企業の取り組み

乾 靖志 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 コンサルティング事業本部 組織人事戦略部 プリンシパル

112 相談室Q&A

- 事業所付近への転居を促す目的で、通勤手当の支給額に上限を設定することは問題か……112
- 業務時間中の喫煙休憩時間分につき、賃金控除してよいか……114
- 1週間が月をまたぐ場合の時間外労働はどのように考えるか……116
- 上司をパワハラで懲戒処分したが、被害を訴えた社員にも問題のあったことが後日に判明した場合、上司への処分を取り消すべきか……118
- 出向先の従業員が出向労働者のみの場合、過半数代表はどのように選出するか……120
- 職場積立金を使って開催された社員旅行に参加できなかった社員から旅行費用相当分の返還請求があった場合、応じる必要はあるか……122
- 労働組合費のチェック・オフを拒否した従業員がいた場合、応じる必要はあるか……124
- 便宜供与として貸与している組合事務所に対し、事業運営上の理由から転居を要求できるか……126

同梱付録

実務に役立つ法律基礎講座(38) 懲戒処分

吉村雄二郎 弁護士 吉村労働再生法律事務所